

国保を知ろう

交通事故に遭ったとき

第三者（加害者）の行為によるケガの治療に保険証を使う場合は、届出を



ある日、横断歩道を渡っているときに、信号無視をした自動車に追突され、病院に運び込まれた国民健康保険（国保）に加入のAさん。幸いにも軽傷であったため、治療を終え、支払いを済ませて帰ろうとしたとき、病院窓口で「保険証が使えるか市役所に確認してください」と言われました。

なぜ届出が必要なの？

保険証を使って治療を受けると、かかった医療費の内、窓口での一部負担金以外は、医療機関から国保に請求がきます。第三者行為による傷病の治療費は、被害者に過失がない限り、加害者が全額負担することが原則です。国保が立て替えた治療費を加害者へ請求するために、届出が必要なのです。

保険証が使えないことってあるの？

▽酒酔い運転や無免許運転、故意に負傷したと

示談したいのですが？

加害者との話し合いで示談が成立すると、示談の内容が優先されるため、国保が医療機関に支払った医療費を加害者に請求できなくなる場合があります。

示談をするときは、示談書に「国保からの求償分を加害者が別途支払う」旨の内容を盛り込むようにしてください。また、示談成立後、速やかに示談書の写しを提出ください。

調査に協力してください

医療機関の診療報酬明細書にはケガの原因までは記載されません。個人情報との理由で医療機関への問い合わせも難しくなり、傷病名から判断し、傷病原因を調査することがあります。

国保の健全運営のために

事故など相手方の過失が原因で国保を使った場合、国保が医療機関などに支払った分を、過失の割合に応じて加害者に請求するための届出が「第三者行為による傷病届」です。

「日頃の備え」「情報収集」「早期の避難」を！

災害から身を守るために

土砂災害防止法に基づき、市内では、土砂災害警戒区域として855カ所（内781カ所が土砂災害特別警戒区域）が指定されています。

大雨や台風、地震が起きたときは、土砂災害が発生する可能性があります。まずは、住んでいる場所が警戒区域に入っていないかの確認を。災害から身を守るためには、自分の家の周りにはどんな危険があるのかを知っておくことが重要です。

- * 土砂災害警戒区域（通称＝イエローゾーン）とは、土砂の流入などの恐れがある区域
- * 土砂災害特別警戒区域（通称＝レッドゾーン）とは、土砂の流入などで建物が破壊され、住民に大きな被害が生じる恐れがある区域

【土砂災害（特別）警戒区域の確認方法】

- ▽全戸配布している防災マップ（右図）
- ▽市防災 <http://www.munakata-bousai.jp>
- ▽県庁砂防課 <http://www.sabo.pref.fukuoka.lg.jp>

あなたの地域は大丈夫？



万が一の災害に備えて、家庭での備蓄品の準備と早期の避難を心がけてください

災害の危険が高まり、避難が必要となる場合は、避難情報を発表します。市が発表する避難情報は3つ（準備情報、勧告、指示）あり、住民に求められる主な行動は下表のとおりです。

住民に求められる主な行動	
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動に時間を要する人（避難行動要支援者ら）は避難行動を開始する ●立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報などに注意を払い、自発的に避難を開始する <p>【市では、準備情報発令の段階から避難所の開設を始めます】</p>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ●開設された避難所への避難行動を開始する ●避難所への避難が、かえって命を危険にさらすと自ら判断する場合は▽近隣のより安全な場所・建物などへ移動する ▽屋内での安全確保措置をする（屋内のより安全な場所〈2階や崖から離れた場所〉へ移動） <p>【人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状態】</p>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●避難の準備や判断の遅れなどで、避難をためらっていた場合は、直ちに立ち退き避難する ●避難所への避難が、かえって命を危険にさらすと自ら判断する場合は▽近隣のより安全な場所・建物などへ移動する ▽屋内での安全確保措置をする（屋内のより安全な場所〈2階や崖から離れた場所〉へ移動） ●津波災害から、立ち退き避難する <p>【人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状態】</p>

*市では、防災情報や、さまざまなお知らせを携帯電話、ファクスで受け取ることができる「緊急情報伝達システム」を運用しています（登録・利用料は無料ですが、通信料がかかります。詳細は問い合わせを）

■問い合わせ先 地域安全課 ☎(36)5050

緊急情報伝達システム 登録用「QRコード」



市から

わくわく体験報告 会発表団体募集

内容 平成24年4月1日に施行した「市子ども基本条例」に基づき、子どもの意見表明の機会や体験の場をつくることを目的に開催する「わくわく体験報告会」。その発表団体を募集します

- 応募要件 市内で活動する18歳未満の子どものが主体となる団体
- 報告会日時 平成28年1月23日（土）午後1時20分～同3時30分
- 午前中にリハーサルを実施
- 場所 メイトム宗像

国・県などから

知っていますか？ 検察審査会制度

多目的ホール *詳細は問い合わせを ●申込締切日 11月13日（金） ■問い合わせ先 子ども育成課 ☎(36)1214

などの犯罪の被害に遭い、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれない…。このような不満を持っている人は、検察審査会に相談してください。

同審査会は、犯罪被害者や犯罪を告訴・告発した人から、検察官の不起訴処分を不服として申立てがあったときに審査を始めます。

同審査会は、選挙権を有する国民の中から「く

じ」で選ばれた11人の検察審査員が、申立のあった検察官の不起訴処分を審査します。検察審査員に選ばれたときは、国民の代表として協力をお願いします。

*検察審査会DVD「検察審査員」の貸出可。希望者は問い合わせ先

■問い合わせ先 福岡第一・第二検察審査会事務局 ☎092(781)3141